

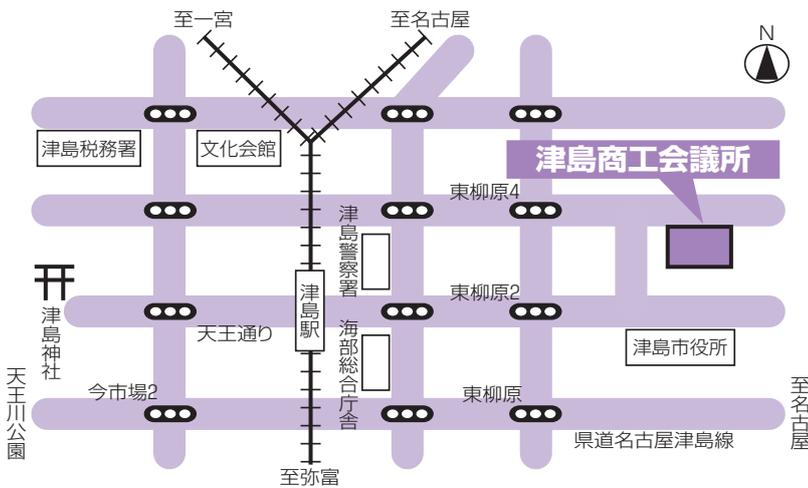
所得税や市・県民税の 申告は正しくお早めに



令和元年(2019年1月1日～12月31日)分の所得(所得税、市・県民税)の申告が始まります。例年申告期間中は会場が混み合いますので、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自分で作成して早めに提出するようにしましょう。

なお、税務署では確定申告書用紙の送付の見直しを行い、申告書用紙に代え、「確定申告のお知らせ」はがきの送付になっていますのでご注意ください。

問合せ 所得税
津島税務署 ☎26-2161
市・県民税
市税務課市民税G ☎55-9263



①津島税務署が開設する申告受付会場

場所	期間	受付時間
津島商工会議所	2月17日(月)～3月16日(月)の平日 2月24日(月・休)、3月1日(日)	午前9時～午後5時 (午後4時までにお越しください)

②市が開設する申告受付会場

場所	期間	受付時間
市役所4階 大会議室	2月17日(月)～3月16日(月)の平日	午前8時30分～11時 午後1時～4時
神守支所	2月17日(月)～25日(火)の平日 3月2日(月)～16日(月)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時
神島田連絡所	2月26日(水)～28日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時

※会場の混雑状況により、受付を早く終了する場合があります。

※市・県民税の申告に限り、上記より前の期間においても市役所2階税務課窓口にて随時受付します。

所得税の確定申告

昨年1年間の事業や収入の総決算です。事業をしている方はもちろん、公的年金収入以外にも収入のある方、または給与収入のある方も次のような方は確定申告をしてください。

- ・給与の年収が2000万円を超える方
- ・給与と所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与の支払いを2力所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・確定申告をすると所得税が還付される方

申告期間・会場

①②のとおり

市・県民税の申告

令和2年1月1日現在、市内に居住している次の方は、市・県民税の申告をしてください。なお、所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税の申告書も併せて提出したことになるため、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。

・令和元年(2019年1月1日～12月31日)中に所得があった方
・給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されていない方

・給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方

・公的年金収入400万円以下かつ公的年金以外の所得が20万円以下の方で、源泉徴収票以外の所得控除等がある方

・特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得について所得税と異なる課税方式を選択される方

・災害や盗難などの雑損控除や医療費控除などを受けようとする方

・住所が市外にあつて、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

申告期間・会場 6ページの表②のとおり

申告の相談をされる方へ

◆次の方は、津島税務署(津島商工会議所内申告会場)へ

・個人事業主で青色申告決算書が未作成または作成の相談をされる方

・確定申告をされる方で事業所得(営業等、農業)または不動産所得の收支内訳書が未作成の方

・令和元年(2019年)1月1日～12月31日中に土地や家屋、株式を売却された方

・家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方

◆医療費の合計はご自分で

個人ごとに受診医療機関・医療費の領収書の合計金額を計算し、保険金などで補てんされる金額を確認した上でご来場ください。平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の作成および添付が必要となります。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要がありません。

※医療保険者からの医療費通知を添付する場合は、作成を省略できます。

なお、医療費控除は、その年中に支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引き、残った額から10万円または所得金額の5%のどちらか少ない額を差し引いた額が控除額になります。支払った医療費の全額が控除額にはなりません。



◆申告書の作成にはマイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要です

①または②の方法により本人確認(番号確認および身元確認)をします。

①個人番号カード

②通知カードや個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証、パスポートなどの写真つき(※)身分証明書

※写真つき身分証明書が困難な場合には健康保険証など

◆必要書類等の確認を

申告に必要な書類等は、あらかじめ確認の上、ご持参ください。また、税務署からの「確定申告のお知らせ」はがきがある方は、併せてお持ちください。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、市政のひろば1月号11ページをご覧ください。

必要書類はそろっていますか？

- ・本人確認書類
- ・印鑑
- ・源泉徴収票
- ・生命保険料および地震保険料の控除証明書
- ・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

など

障害者控除対象者認定書の発送



所得税および市・県民税の障害者控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を2月上旬に発送します。

※昨年度までは申請書を送付していましたが、今年度からは直接「認定書」を送付するため、申請の必要はありません。

対象

特別障がい者 65歳以上で12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、寝たきりまたは重度の認知症の方

障がい者 65歳以上で12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上」の方

※要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準以上である方が対象です。障害者手帳とは異なります。

問合せ 高齢介護課介護保険G

☎24-11117

あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまるところで確認してください。

① 給与

年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

- ・年末調整済以外の給与がある。
- ・年金など給与以外の所得がある。

はい

いいえ

それは20万円を超えていますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

控除に変更がありますか？
(扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除・雑損控除等)

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

申告の必要はありません。

次のうち1つでも該当しますか？

- ・給与を2カ所以上からもらっている。
- ・給与が103万円を超える。
- ・源泉徴収されている。
- ・年金など給与以外の所得が20万円を超える。

いいえ

はい

所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によって市・県民税の申告が必要となる場合があります。

② 個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得額が控除額を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

③ 年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

あなたの年齢は65歳以上ですか？(昭和30年1月1日以前生まれの方)

はい

いいえ

年金収入が年間で148万円を超えますか？

いいえ

年金収入が年間で98万円を超えますか？

いいえ

申告の必要はありません。
ただし、源泉徴収されている方は所得税の確定申告をすると所得税が還付されます。

※給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、確定申告書の提出が必要となります。

市・県民税の申告をしてください(源泉徴収票どおりの場合は、申告の必要はありません)。
ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によって所得税の確定申告が必要となる場合があります。

①②③のいずれにも当てはまらない方

家族の扶養に入っていますか？(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。

令和元年(2019年)1月
1日(12月31日)分申告時
の主な注意点

◆ふるさと納税制度の見直し

総務大臣の指定を受けていない地方
団体に対する令和元年6月1日以降の
寄附金については、ふるさと納税(特例
控除)の対象外となります。

◆住宅ローン控除制度の拡充

令和元年10月1日(令和2年12月31
日)までの間の住宅取得等について、所得
税の住宅ローン控除(住宅借入金等特
別控除)の控除期間が3年間延長され
ます。今回の措置により延長された控
除期間については所得税額から控除し
きれない額について、現行と同じ控除限
度額(最高13万6500円)で個人住民
税から控除されます。

◆ご理解ください

市役所、神守支所、神島田連絡所の申
告会場では、1口で受付できる件数に限
りがあるため、番号札制で受付をしてい
ます。受付時間前でも番号札が終了す
る場合がありますので、ご理解いただき
ますようお願いいたします。



税務署からのお知らせ

確定申告書はご自宅で作成し、郵送等で提出できます

確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

ぜひ、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告会場に行く手間がかからず画面の案内に従って金額などを入力するだけで、計算誤りのない申告書等が作成できます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

作成した申告書は、郵送等により津島税務署にご提出ください。

郵送先 〒496-8720 津島市良王町2-31-1

津島税務署宛て

また、スマートフォンでも確定申告がご利用いただけます。
申告できる内容など詳しくは「確定申告書等作成コーナー」にて
ご確認ください。

問合 津島税務署 ☎26-2161

確定申告書等
作成コーナーへ!



インターネットによる人権侵害

近年、情報に関する技術革新はめざましく、携帯電話(スマートフォン)やタブレット型端末などの普及によって、現在はIT(情報技術)からICT(情報通信技術)へと技術は進化しました。このことにより、「いつでも・どこでも・だれもが・簡単に」情報の発信や交換ができるようになり、私たちの日常生活において多くの利便性をもたらしています。

その一方で、個人情報流出や悪用、コンピューターウイルスの侵入、個人に対する誹謗・中傷や差別的な内容の書き込みなど、さまざまな人権侵害につながる事例も多数発生しており、その対応策が求められています。

このような中、人権を侵害するような書き込みに対しては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)に基づき、書き込みをされた人がプロバイダ等に対して書き込みの削除や書き込みをした人の情報開示を請求するなど、インターネット上の人権を守るための取り組みも進んできています。

今後は、市民一人ひとりがインターネットの利便性と問題点を正しく理解し、適正な利用と効果的な活用に努めるとともに、個人情報の重要性を認識することが大切です。



人権推進課人権同和・男女参画G
☎55-9364

国民年金保険料の前納(前払い)について

国民年金保険料はまとめて前納すると保険料が割引されます。

前納期間は半年・1年・2年で、支払方法は、口座振替・クレジットカード・納付書があります。

前納期間と支払方法により割引率が異なります。

口座振替・クレジットカードで前納する場合、申込期限が2月末となっています。

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

中村年金事務所 ☎052-453-7200



国民健康保険一部負担金の減免

国民健康保険加入者の属する世帯が、災害や失業などの特別な事情により生活が著しく困難となった場合に、市では医療機関等の窓口で支払う一部負担金の支払いを免除、減額または徴収猶予する制度を設けています。

申請には収入や資産に関する証明書、生活状況申告書のほか、医師の意見書等が必要となります。

申請期限 減免の対象となる理由の発生した日から6カ月以内

適用期間 申請日から6カ月を経過した月の末日まで

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方を合わせた年間の自己負担が限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が払い戻されます。

※払い戻し金額が500円以下の場合には該当しません。また、同じ世帯でも、異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

申請手続

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

該当者には、2月以降に通知文またははがきを送付しますので、届きましたら保険年金課(市役所1階)で申請してください。

ただし、平成30年8月1日～令和元年7月31日の期間中、次に該当する方は通知文またははがきが届かないことがありますので、現在加入している医療保険者に確認してください。

①市区町村を越えて転居をした方

②他の医療保険から国民健康保険または後期高齢者医療保険に移った方

※②の場合、異動前の医療保険者または介護保険者からの自己負担額証明書が必要です。

被用者保険(全国健康保険協会・共済組合など)に加入している方

手続き方法、支給時期などは各保険者によって異なりますので、加入している医療保険者(事業所など)にお問い合わせください。

問合

【申請手続に関すること】

保険年金課国民健康保険G

☎24-1113

保険年金課医療・年金G

☎24-1114

【介護保険に関すること】

高齢介護課介護保険G

☎24-1117

シートベルト着用徹底強化旬間 2月11日(火・祝)～20日(木)

ベルトした? うしろの席も もうしたよ

後部座席にもシートベルト着用が義務化されています。後部座席の方もシートベルトを着用すれば、交通事故の被害を軽減することができます。車に乗る時は、近距離・長距離を問わず、必ず全員がシートベルトを着用する習慣を身につけましょう。

チャイルドシート ちいさなVIPの 指定席

子どもの体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを選びましょう。

チャイルドシートは後部座席に取り付けることをおすすめます。助手席のエアバッグは、運転席のものより大きく、膨らむ力も強力であり、重大な傷害につながる危険があります。やむを得ず助手席に取り付ける場合は、座席を最も後方に下げないようにしましょう。

チャイルドシートの正しい取り付けが、子どもの命を守ります。

問合 市民協働課交通防犯G
☎55-9298



2月は「家庭の日」 県民運動強調月間です

親と子の 対話がつくる よい家庭

愛知県では、子どもの健やかな成長を願い、家族みんなが顔をそろえて、ふれあいを深めていくための日として、毎月第3日曜日を「家庭の日」としています。

家庭は、子どもが家族とのふれあいを通じて基本的な生き方を身につけ、人間形成の基礎を培い、豊かな自己をつくりあげていく大切な場です。

家庭での会話を増やし、明るく楽しい家庭づくりに取り組みましょう。

主唱 県、県青少年育成県民会議

問合 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G内) ☎55-9421

2月7日は北方領土の日

北方領土とは、^{ほほまい}歯舞群島、^{しごたん}色丹島、^{くなしり}国後島、^{えとろふ}択捉島の4島のことで、北海道の東北洋上に連なる島々です。

津島市ではこの北方領土が返還されることを願い、昭和55年12月22日「北方領土返還運動都市宣言」をし、返還を呼びかけています。

問合 総務課庶務G ☎55-9606

春季全国火災予防運動 3月1日(日)～7日(土)

ひとつずつ いいね!で確認 火の用心

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆さんの火災予防の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅火災 いのちを守る 習慣と対策

4つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ・このくらいなら良いと油断しない

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する
- ・家具や衣類からの火災を防ぐために防災製品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を備える
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる

いざという時に作動しますか?

住宅用火災警報器の設置が平成18年6月に義務化されています。種類によって異なりますが、電池を交換するタイプでは、交換時期はおおむね10年です。



「ボタンを押す」あるいは「ひもを引く」ことで、警報音が正常に鳴るかどうかが確認してみましょう。設置から10年経過したもの、または警報音が鳴らない場合は交換しましょう。

普段聞きなれない電子音のご自宅でする場合は、住宅用火災警報器の電池切れの音の可能性があるので確認してみてください。電池切れの場合は、販売店または製造メーカーに対処方法をお問い合わせください。

設置器具

煙式の住宅用防災機器(警報器または報知設備)で、日本消防検定協会NSマーク入りのものを推奨

日本消防検定協会NSマーク



取り扱い・販売

家電販売店、ホームセンター、スーパー等の防災グッズ売り場で販売されています。

悪質な訪問販売に注意!

住宅用防災機器の設置義務化を契機として、不適切な価格や無理強い販売などを行う業者に注意してください(クーリングオフの対象になります)。

問合 消防本部予防課 ☎23-0419